⑵　工事名
①　令和７年度　東海環状志津第２高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
②　令和７年度　東海環状志津第３高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
③　令和７年度　23号豊橋ＢＰ大崎ＩＣ中高架橋Ｂ１鋼上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所
①　岐阜県海津市南濃町
②　岐阜県海津市南濃町
③　愛知県豊橋市大清水町
⑷　工事内容
①　工事延長　Ｌ＝270m、鋼５径間連続少数主桁橋（橋長　Ｌ＝220.0m）、工場製作工１式、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工１式、床版工１式、橋梁付属物工１式、仮設工１式
②　工事延長　Ｌ＝260m、鋼５径間連続少数主桁橋（橋長　Ｌ＝210.0m）、工場製作工１式、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工１式、床版工１式、橋梁付属物工１式、仮設工１式
③　工事延長　Ｌ＝180m、鋼３径間連続少数主桁橋（橋長　Ｌ＝140.0m）、工場製作工１式、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工１式、床版工１式、橋梁付属物工１式、仮設工１式
⑸　工期
①　契約締結日の翌日から令和９年３月31日まで
②　契約締結日の翌日から令和９年３月31日まで
③　契約締結日の翌日から令和９年12月27日まで
但し、①～③令和７年10月29日までに工事の始期を設定すること
工事を施工しない日　設計図書のとおり
工事を施工しない時間帯　設計図書のとおり
⑹　使用する主要な資機材
①　鋼材　約560ｔ、合成床板　約2,600㎡
②　鋼材　約460ｔ、合成床板　約2,400㎡
③　鋼材　約340ｔ、合成床版　約1,400㎡
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑼　本工事は、別表１に示す試行等の対象工事である。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和７・８年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成22年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事の要件を満たす鋼橋を架設（製作）した工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
同種工事：下記の㋐から㋒の要件をすべて満たす鋼橋の製作及び架設をした施工実績を有すること。ただし、㋐から㋒は同一工事（同一橋梁）であること。
㋐　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。
㋑　橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。
１）桁形式

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

注）△：単純鈑桁橋は認めない
２）断面形式

	適否		適否
鈑桁	○	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

３）構造形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

㋒　最大支間長が30m以上であること。経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち１社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。
⑸　提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、本工事において申請できる技術者は２名までとする。（入札公告１工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は２名までとし、３名以上申請した場合は、欠格とする。）
①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。
②　平成22年度以降に、元請けとして、同一の者が以下に示す工事の鋼橋を架設した経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成22年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）
（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
同種工事：下記の㋓から㋕の要件をすべて満たす鋼橋の架設をした施工実績を有すること。ただし、㋓から㋕は同一工事（同一橋梁）であること。
㋓　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。
㋔　橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。
１）桁形式

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

注）△：単純鈑桁橋は認めない
２）断面形式

	適否		適否
鈑桁	○	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

３）構造形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のいずれかの配置予定技術者が、全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。
当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。